安全・安心まちづくりの現状と課題

2.安全・安心まちづくりの現状と課題

- 2-1.国土交通省の安全・安心施策の概要
- 2 2.都市・地域整備局における安全・安心まちづくりの概要
- 2 3.災害の危険のある地域に対する開発制限等

安全・安心で豊かな社会づくり

自然災害対策

[地震災害対策]

日本は、大規模地震が、いつ、どこでも発生し得る地震大国です。このため、住宅や建築物の耐震・安全性の向上、密集市街地の整備・改善、防災公園の確保、災害時にも機能する交通・情報通信ネットワークの整備、インフラの耐震化、防災拠点官庁施設の整備や災害対策研究などを進めています。

[水害対策]

日本は豪雨が頻発し、都市の大部分が洪水時の河川水位より低いなど水害が起きやすい国土条件にあります。 近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響による豪雨の増加・激化、海面上昇など災害リスク増大への対応が ますます重要となっていることから、堤防やダムなどの整備、都市水害対策を進め、災害予防と再発防止対策 を実施し、あわせて輪中堤の整備など被害を最小化する対策を行っています。

[土砂災害対策]

豪雨や地震などにより毎年約1,000件もの土砂災害が発生し多数の方が亡くなられています。このため、 人家や避難場所などを被害から守る砂防えん堤などの整備や安全避難のための警戒情報の提供、警戒区域の指 定による安全な土地利用、火山災害対策を進めています。

「津波・高潮災害対策、雪害対策]

地震による大規模な津波の発生が懸念され、台風や大型低気圧に起因する高潮・高波による被災も深刻化しているため、総合的な津波・高潮対策を推進しています。

また、冬期の安定した道路交通を確保するために、除雪・防雪・凍雪害防止事業などの雪害対策を進めるとともに、高齢者世帯の雪処理支援体制の整備を進めます。

[防災力の向上と危機管理体制の強化]

ハザードマップの整備や防災情報の充実により、円滑で迅速な避難、災害に強い土地利用を支援しています。 また、迅速な災害復旧や災害時の業務継続への取組み、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の創設な ど、危機管理体制の強化に取り組んでいます。

いきいきとした暮らしの実現

[バリアフリー化の実現]

バリアフリー化を進めるため、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、ハード・ソフト両面の対策を進めています。

例えば、公共交通機関では、鉄道駅のエレベーター設置、ノンステップバスの導入などを進めているほか、歩道や建物などのバリアフリー化にも取り組んでいます。

居住環境ではバリアフリー住宅の取得や改良に対する支援、住宅ユニバーサルデザイン化の促進などを行っています。 このほか、「心のバリアフリー」を推進するための普及・啓発も進めています。

[少子・高齢化社会への対応]

少子化対策では、新婚・子育て世帯の住宅確保の支援、保育サービスの充実、子供がのびのびと安全に成長できる環境づくり(通学路整備、公園の遊具の安全確保)に取り組んでいます。

高齢者に対しては、高齢者向け優良賃貸住宅を認定し、安心して暮らせる住環境づくりに努めています。また、福祉タクシーやNPOなどによる有償の輸送サービスの提供も進めています。

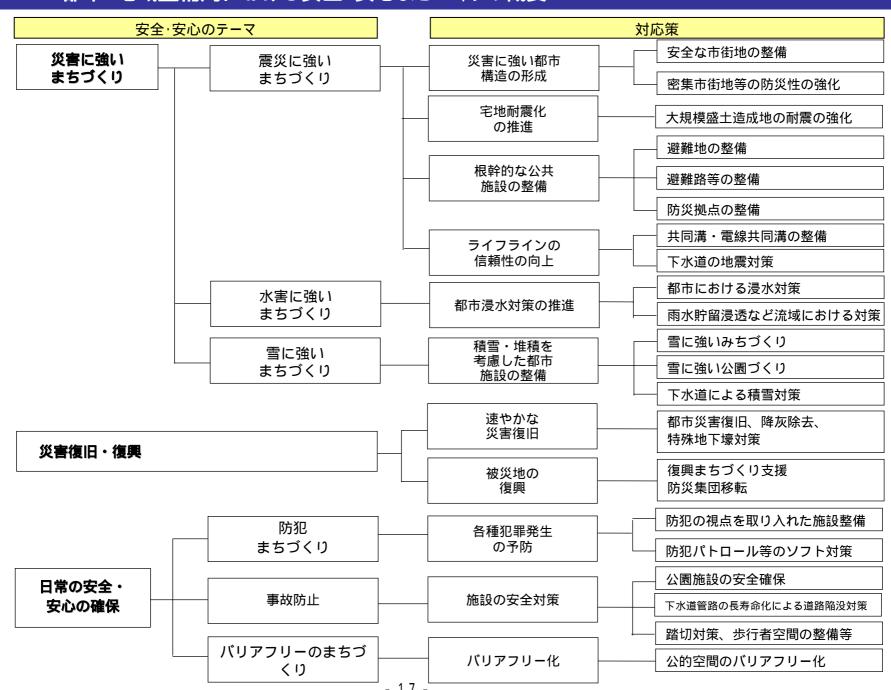
世界一安全な交通を目指して

[交通分野における安全対策]

陸上交通では、鉄道交通における踏切事故防止対策や自動列車停止装置(ATS)の整備を進めています。道路交通では交差点改良、歩道整備などの事故抑制対策や橋梁の予防保全などを実施しています。

(国土交通省パンフレットより抜粋)

2-2.都市・地域整備局における安全・安心まちづくりの概要



地 震 対 策(1)

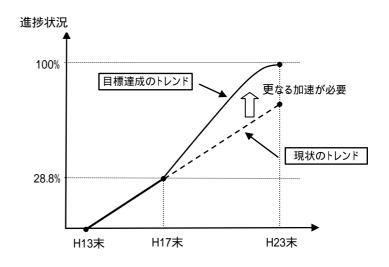
密集市街地の解消

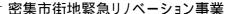
都市再生プロジェクト(平成13年)における目標

重点的に改善すべき密集市街地(約8,000ha)について、平成23年 度迄に最低限の安全性を確保。

密集市街地 (約6,000ha) 密集市街地を貫く骨格軸 大 阪 密集市街地 (約6,000ha)

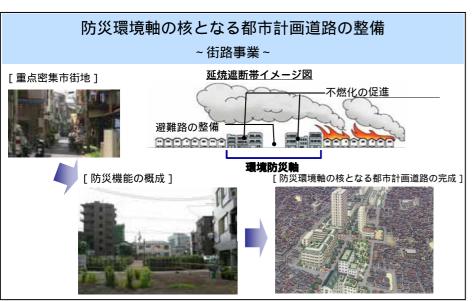
密集市街地の整備目標を達成するためには、市街地内部についても積極的な改善を図り、対策のスピードアップを図ることが不可欠。







密集市街地対策を推進する各種事業









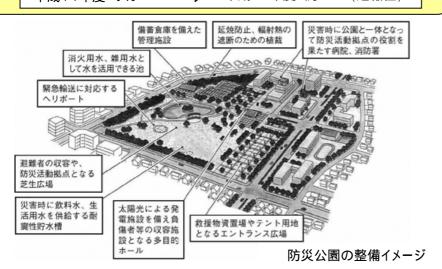
地 震 対 策(3)

防災公園の整備

広域避難地等となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、 安全でゆとりある生活を確保。

防災機能を備えるオープンスペースが一カ所以上確保された割合

平成14年度 9% 平成19年度 約25%(速報値)



下水道の地震対策

施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせて、総合的な地震対策を推進。

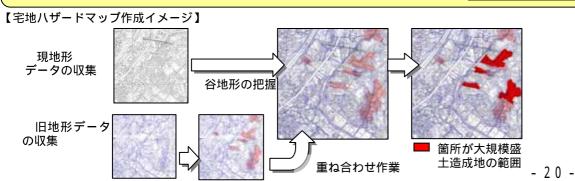
下水道地震対策緊急整備事業(平成18年度創設)



宅地の耐震化

大規模盛土の被害を軽減するため、変動予測調査(宅地ハザードマップ作成)を 行い住民への情報提供等を図るとともに、滑動崩落防止工事の実施により 耐震性を向上。 地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体は全国で<u>125</u>と推定

変動予測調査等を実施している地方公共団体は、<u>22</u>自治体 (平成20年現在)





阪神·淡路大震災において宅地の滑動崩落が発生(H7.1)

水害対策

都市における浸水対策

浸水防止に取り組む必要性が高い地区において、ハード対策に加え、ソフト対策の強化や自助による取組も盛り込んだ「下水道総合浸水対策緊急計画」を地域住民等とともに策定し、下水道の浸水対策を緊急かつ重点的に推進

下水道による都市漫水対策達成率

平成14年度 51%

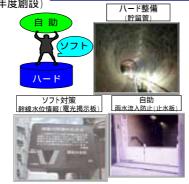


平成19年度 54%

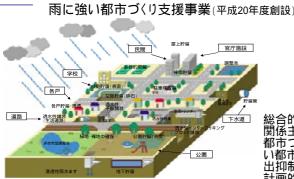
下水道総合浸水対策緊急事業(平成18年度創設)



下水道総合浸水対策緊急事業のイメージ 「下水道総合浸水対策緊急事業」の地区要件に該当する 地区 140地区のうち75地区で計画策定(H20.8末時点)



各戸浸透施設



雨に強い都市づくり支援事業のイメージ

総合的な対策とともに、地域における関係主体が一体となって、「雨に強い都市づくり」を実現するため、「雨に強い都市づくり計画」を策定し、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進

洪水対策(河川局)

堤防等整備やダム等洪水調整施設の整備、砂防えん堤等の整備を推進し、 氾濫域における治水安全度を向上。

洪水による氾濫から守られる区域の割合

平成14年度 58%



平成19年度 約62%



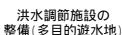
洪水調節施設の整備(ダム)



効果の早期発現を目指して、本 体工事中のダム等への重点投資 を行っている

堤防等の整備















水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について(平成20年6月社会資本整備審議会答申)

|浸水・氾濫の危険性が増大

激化する水害等から全てを完全に防御することは困難

計画の目標流量に対し河川で安全を確保する治水政策で対処することに加え、増加する外力に対し、流域における対策で安全を確保する治水政策を重層的に実施

<5つの適応策> 2.地域づくりと一体となった適応策

経済的な効率性や利便性などに加えて、エネルギーの効率性や都市内の環境、水災害のリスクの軽減を考慮した地域づくりを進め、「水災害適応型社会」を構築していくことが重要である。

・土地利用の規制・誘導と一体となった治水対策の推進/まちづくりの新たな展開/住まい方の工夫/自然エネルギーの再生

- 21

雪 害 対 策

克雪体制整備の推進

・平成19年12月の「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」において、過去10年の自然災害の中で、雪害による犠牲者(434人)が風水害に次いで2番目に多いことが明らかになった。

・平成20年4月にとりまとめられた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」において、自助・共助を促進する「連携プラン」の一つとして「地域の助け合いで除雪できる体制の整備」が位置付け。

【平成20年度の取り組み】

- ・「市町村雪対策計画の策定マニュアル」及び「共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアル」の策定、普及啓蒙
- ・内閣府との共同による「雪害による犠牲者発生の要因等総 合調査」の実施

【目標】

平成21年度までに特別豪雪地帯の7割の市町村、平成24年度を目途に全ての202市町村について克雪体制の整備



地域のボランティアによる 高齢者宅の雪処理

下水道による積雪対策

下水道による積雪対策事業を新世代下水道支援事業制度において明確化することにより、 下水道による積雪対策の積極的な推進を図り、地域の積雪対策に貢献するとともに、安全・安心な地域づくりを推進

下水処理水の消融雪用水への活用

比較的高温の下水処理水を消融雪用水として有効活用するため、処理水供給施設を 整備

雨水調整池等の融雪槽としての活用

雨水調整池等と効用を兼ねた融雪槽の整備

雨水の排水路を利用した流雪水路等の整備

下水道の雨水排水路を流雪水路等として活用するため、投雪口等を整備

積雪対策のための下水熱の利用施設整備

下水熱を積雪対策に活用するため、下水及び下水処理水の熱の利用施設を整備



処理水を活用



- 22 -

雨水排水路の活用

雪に強い道づくり

積雪堆雪に配慮 した体系的な都 市内の道路整備

円滑な除排雪が可能となるように道路整備に併せ て消雪パイプ、流雪溝等 の消溶雪の整備を推進



雪に強い公園づくり

冬季の地震災害時、 豪雪災害時に対応し た公園整備

冬季においても地域住民 の避難所や防災活動の拠 点として機能する屋内運 動施設等を備えた都市公 園等の整備を推進



日常の安全・安心の確保(1)

踏切対策のスピードアップ

「開かずの踏切」等による交通渋滞や踏切事故の解消等を図るため、連続 立体交差事業等により踏切除却を行う抜本対策と歩道拡幅等により安全性 の向上を図る速効対策を緊急かつ重点的に推進

東京23区の踏切数は、海外の主要都市と比べて非常に多く、パリの約50倍 開かずの踏切は全国に約600箇所、自動車・歩行者ボトルネック踏切は全国に約800 箇所存在し、電車の運行本数が多い時間帯において、長時間踏切が遮断

【抜本対策】

抜本対策踏切約1,400箇所に対して、平成18年度からは2倍を上回 る除却ペースを目標にスピード アップ

【速効対策】

速効対策踏切約1,200箇所に対して、平成22年度までに全て対策を

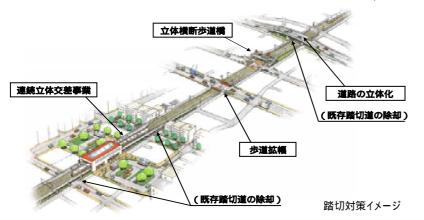
全国の全踏切(約3万6千箇所)

緊急対策踏切の抽出(約2,000箇所)



踏切交通実態総点検結果(H19.4公表)

- 23 -



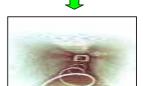
下水道管路の長寿命化による道路陥没対策

「事故の未然防止」及び「ライフサイクルコストの最小化」の観点から、耐震化等の 機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進



下水道管の更生工法の採用





プラスチック材により既存管きょの内面を被覆

防犯まちづくり

「まちづくり交付金」による防犯まちづくりの取り組み事例 防犯パトロールの試行、防犯カメラ設置補助を行うことにより、楽しくゆったりと安心 して歩(ことができる街を整備 【町田駅周辺地区(東京都町田市)】



日常の安全・安心の確保(2)

バリアフリー

・バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る。

基本方針におけるバリアフリー化の目標 都市公園

- ·園路及び広場 平成18年度約42% 平成22年度約45%
- ·駐車場平成18年度約32% 平成22年度約35%
- ·便所平成18年度約25% 平成22年度約30%

路外駐車場

平成18年度 約28% 平成22年度約40%

公園におけるバリアフリー化

·基本方針に定められた都市公園におけるバリアフリー化(移動等円滑化)の目標を達成するため、都市公園バリアフリー化緊急支援事業による取組を進めており、高齢者、障害者等を含め、誰もが安全·安心して利用できる公園づくりを推進



交通結節点のバリアフリー化

・駅前広場をはじめとする交通結節点において、鉄道事業者等関係者が 行う施設整備と連携して、交通結節点改善事業や都市交通システム整備 事業等によりバリアフリー化を推進

【交通結節点の整備イメージ】





ペデストリアンデッキ、 交通広場

自由通路

バリアフリー交通施設

2-3.災害の危険のある地域に対する開発制限等

・災害の危険のある地域に対して、法制度において開発制限等が定められている。

災害危険区域

・地方公共団体が条例で、災害危険の著しい区域の指定、居住 用建築物の禁止等災害の防止上必要なものを定める

建築基準法39条

宅地造成工事規制区域

- ・都道府県知事又は指定都市、中核市、特例市の市長が宅地造成に伴い土砂災害の生じるおそれのある区域を指定
- ・宅地造成の工事は都道府県知事の許可が必要

宅地造成等規制法3条

造成宅地防災区域

- ・都道府県知事が、次の区域を指定
 - ・宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を 生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域
 - ・宅地造成に伴い土砂災害の生じるおそれのある区域
- ・宅地造成の工事は都道府県知事の許可が必要

宅地造成等規制法20条

急傾斜崩壊危険区域

- ・都道府県知事が崩壊のおそれのある急傾斜地・隣接地を指定
- ・次の行為は都道府県知事の許可が必要
 - ・水の放流・停滞 / 切・盛土、掘削等 / 工作物の設置・改造 / 土石の採取・集積等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律3条

地すべり防止区域

- ・主務大臣が、関係都道府県知事の意見をきいて次の区域を 指定
 - ・地滑り区域
 - ・これに隣接する地域のうち地すべりを助長・誘発する地域 もしくは助長・誘発するおそれの極めて大きい地域

地すべり等防止法3条

砂防指定地

- ・国土交通大臣が砂防設備を要する土地又は治水上砂防の為一 定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を指定
- ・禁止又は制限行為は、都道府県知事が定めるが、他の都道府 県の利益を保全するため必要となるかまたはその利害関係が 一都道府県にとどまらない場合は国土交通大臣が定める。

砂防法2条·4条

土砂災害警戒区域

都道府県知事が、土砂災害を防止するために警戒避難体制を 特に整備すべき区域を指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律法6条

土砂災害特別警戒区域

・都道府県知事が、土砂災害警戒区域の内、急傾斜地の 崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に著しい 被害が発するおそれのある区域で開発行為の制限および 居室を有する建築物の構造規制が必要な区域を定める

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律法8条

特定都市河川流域

- ・国土交通大臣又は都道府県知事が都市部を流れる河川の流域 において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、 かつ河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について指定
- ・浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の浸透を著しく妨げる行為の許可その他の措置を定める

特定都市河川浸水被害対策法3条·4条